

感動する大学スポーツ総合支援事業事業委託要項

制定 令和4年2月25日
スポーツ庁次長決定
一部改訂 令和5年3月20日

1. 趣 旨

「大学スポーツ」は、単に一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、多くの学生にとっても大学スポーツを通じ健康の維持増進や社会的スキルの獲得といったスポーツの価値・効用を得ることができる貴重なものである。また、大学は、豊富なスポーツ資源（人材、施設、知識など）を有し、大学スポーツを通じて地域社会の発展を支える存在として地域で重要な地位を占めている。こうした大学スポーツの潜在価値を引き出し、大学スポーツそのものの裾野の拡大と振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進することが重要である。

本事業では、「感動する大学スポーツ」の実現を目指すため、大学スポーツの振興に向けた調査研究及び大学スポーツを活用した地域振興のモデルの創出に取り組み、その成果を広く提供することにより、大学スポーツに取り組む学生や大学を総合的に支援することを目的に実施する。

2. 委託事業の内容

下記の項目（1）～（3）について事業をそれぞれに委託する。

（1）大学スポーツの振興に関する調査研究事業

大学スポーツムーブメント創出のための大会運営、来場者に対するアンケート等を実施。

（2）大学スポーツに関する認知度、関心度の調査

大学スポーツに関する認知度、関心度についての Web アンケート調査等の実施と報告書の作成。

（3）大学スポーツによる地域振興のモデル創出

大学の有するスポーツ資源（人材、施設、知識など）を活用し、自治体等の地域の組織・団体とも連携・協力した地域振興の取組のモデル事業の公募、審査、実施支援、進捗管理、成果のとりまとめ等を実施。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下「団体」という。）とする。なお、JV（共同事業体）の申請も可能であるが、代表となる主体を定め、JVの構成員全てが法人格を有する必要がある。

4. 委託期間

本事業の委託期間は契約締結日から委託契約書に定める日までの間とする。

5. 委託手続

- （1）団体が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書（別添1）をスポーツ庁に提出すること。
- （2）スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、一般管理費、再委託費を委託費として支出する。
- (2) 以下の経費は対象としない。
 - ア 契約期間外の経費
 - イ 国や地方公共団体から同一事業に対して補助金、委託費等が支給されている場合の事業経費
 - ウ 営利のみを目的とした経費
 - エ 委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
 - オ 親睦を深めるための交際経費
 - カ その他本事業と無関係と思われる経費
- (3) 本事業の委託を受けた団体（以下「受託者」という。）が本事業により得た収益は、本事業に要する経費に充当すること。
- (4) スポーツ庁は、受託者が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。また、受託者の関連会社等に再委託する場合は、再委託先の利益控除を適切に行うよう留意すること。なお、再委託先は、2の（3）のモデル事業を除き、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）等することはできない。

8. 事業完了（廃止）の報告

受託者は、本事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 著作権等

本事業の実施に伴い、受託者（職員を含む。）が創作行為を行ったことにより、受託者が有することとなった著作権（作者の権利（人格権及び財産権）並びに著作隣接権（人格権及び財産権）。以下同じ。）のうち財産権については、スポーツ庁に帰属する（受託者がスポーツ庁に譲渡する。）ものとする。また人格権については、行使しないものとする。

なお、本事業の実施に伴い受託者以外の者が著作権を有し得る場合においては、

スポーツ庁と受託者が別途協議して定めるものとする。

11. その他

- (1) スポーツ庁は、受託者が実施する事業の内容が、本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、本事業の実施に当たり、受託者等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託者は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 受託者が、本事業の実施に活用する個人情報、受託者の責任の下、法令を遵守し取り扱わなければならない。
- (6) 受託者等は、本事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。